

令和3年10月4日

部・課長 各位

羽村市長 橋本 弘山

## 令和4年度 行財政運営の基本方針及び予算編成方針について

新型コロナウイルス感染症の国内の感染状況は、冬季を控え未だ収束が見通せない状況にあり、国内外の社会経済情勢に大きな影を落としている。

こうした中で、政府においては令和4年度（2022年度）一般会計予算の概算要求が8月末に締め切れ、年末に向け予算編成作業が本格化するが、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、「団塊の世代」が後期高齢者となる中での年金・医療・介護に係る社会保障対策、脱炭素社会に向けた取組みや行政のデジタル化の取組みなどが要求に盛り込まれており、今後の動向に注意していく必要がある。

羽村市の行財政運営については、ワクチン接種をはじめとする感染症対策を最優先に、市民生活や市内事業所の支援に取り組みながら、コロナ禍においても地方公共団体として普遍的な行政サービスの執行に努めているところである。

一方、財政面では、コロナ禍における社会経済活動の自粛などの社会要因や全庁を挙げた行財政改革の取組みなどにより、令和2年度決算において経常収支比率の低下や基金残高の増加などがあったものの、市税収入は平成2年以来の低い水準となり、経常収支比率は100.2%と5年連続で100%を超え多摩地域26市の中で一番高い数値であるとともに、市民一人あたりの基金残高は多摩地域26市の中で一番低い状況にあるなど、依然として非常に厳しい財政状況が続いている。

こうした中、令和4年度は第六次長期総合計画の初年度となり、将来像の実現に向けた一歩を踏み出す重要な年にあたり、人口減少・少子高齢化への対応、老朽化が進む公共施設の対策や都市基盤整備など、多くの行財政需要に対応していく必要があり、施策を展開していくための財源や、効率的かつ効果的な執行体制の確保が急務となっている。

そこで、これらの課題に的確に対応するとともに、第六次長期総合計画を着実に推進していくため、令和4年度の行財政運営の基本方針及び予算編成方針を次のとおり示す。

## 1 行財政運営の基本方針

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策の実施

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に引き続き万全を期すとともに、新型コロナウイルス感染症が及ぼす市民生活や市内企業への影響についての的確に把握し、適切なタイミングで実効性の高い対策を講じていく。

新型コロナウイルス感染症対策は、時機を捉えた機敏かつ臨機応変な対応が重要であることから、必要な人員及び予算について適切に措置することとする。

なお、新型コロナワクチン予防接種については、追加接種の実施に向けて令和3年度中に体制を整え、対応していく。

### (2) 第六次長期総合計画に基づく事業の展開

新たな羽村市基本構想に掲げる、「私たちのまち“はむら”の将来像」の実現に向け、既存事業にとらわれない新たな発想で、長期総合計画基本計画に基づき、実効性の高い事業を展開していく。

### (3) 財政の健全化

令和2年度決算における市の経常収支比率は100.2%で、東京都市町村平均の経常収支比率90.5%を9.7ポイント上回り大きな乖離が生じている。

このため、市単独事業を中心に見直しを行い、経常経費の削減を図ることで経常収支比率の改善につなげていくこととし、第六次長期総合計画前期基本計画の期間内において95.0%程度に比率を改善することを目標として、行財政改革に強力に取り組むこととする。

また、上記(1)、(2)の取組みに経営資源(人、物、金)を重点化するため、緊急性、必要性、有効性などの観点から事業の優先順位を見極め、優先順位の低い事業については慣例にとらわれることなく、縮小、延期、休止、廃止を検討していく。

## 2 予算編成方針

令和4年度の予算については、「行財政運営の基本方針」に基づき編成することとする。

また、予算の編成にあたっては、喫緊の課題である財政の健全化を図るため、市税収入をはじめとする経常一般財源をベースとした歳入規模に見合う歳出となるよう編成することが重要となる。

このため、各部・各課においては、次の視点により積極的に財源の確保に努めるとともに、事業の見直し・再構築により経費の抑制を図ること。

### (1) 歳入について

歳入については、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済の低迷による法人市民税の減、個人所得の減少に伴う個人市民税の減、地方消費税交付金をはじめとする税連動交付金の減などが予想されることである。

令和3年度当初予算における市税は97億4,813万円で、平成2年度決算の98億7,517万円以来31年ぶりに100億円を下回る厳しい状況であり、令和4年度においてもこの状況は続くものと捉えている。

こうしたことを踏まえ、次の点に留意し歳入を見積もること。

① 市税については、新型コロナウイルス感染症の影響による市内企業の業績、個人の所得状況、所得控除や納税猶予などの動向について、財務部と産業環境部が連携して情報収集に努め、的確に把握した上で精緻に見積もること。

② 国・都支出金については、国や都の予算編成の動向を注視し、補助対象となるものは漏れなく確実に補助要望を行うことはもちろん、新規・レベルアップ事業やこれまで補助対象外であった事業についても所管部課が積極的に国や都の担当部局と協議を重ね、獲得に向けて取り組むこと。

特に、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業については、常に動向を注視しておくこと。

③ 使用料及び手数料、国民健康保険税や介護保険料、水道料金や下水道使用料などについては、受益者負担の適正化を図る観点から原価計算等に基づき見直しの検討を行うこと。

また、これまで無料で実施しているイベント、講座、検診などの事業については、すべてを税負担で実施すべき性格のものかを十分に検討し、受益者負担の導入を検討すること。

## (2) 歳出について

経常経費については、厳しい財政状況を踏まえ、効率的かつ効果的な財源配分を行うため、昨年度導入した枠配分方式による予算編成を引き続き実施する。

枠配分する経費は経常経費の一部とし、令和3年度予算を基準に令和4年度の増減要因等を考慮した上で一定のシーリングを行うので、各部・各課においては自主的・自律的な事業の見直しや再構築を行い、次の視点や手法により配分する枠の範囲内で予算を見積もること。

- ① 各部が一丸となり事業の見直しに取り組むこと。課又は係での予算の過不足は、部の枠の範囲内で調整すること。
- ② これまでの前例や他市の状況にとらわれず、大胆に事業の見直しを行うこと。
- ③ コロナ禍で縮小・休止した事業については、今後の事業のあり方や事業の効果を検証し、見直しを図ること。
- ④ 事業の見直しにあたっては、市民生活への影響を十分考慮するとともに、関係者と調整を図ること。
- ⑤ 枠配分予算の要求方法等の事務手続きについては、別途指示する。

## (3) 特記事項

- ① 第六次長期総合計画の実施計画事業として新規に実施する事業については、事業効果を裏付ける証拠や根拠（エビデンス）などに基づき企画立案することとし、原則として、行政評価（新規事務事業評価）において「計画どおり実施」と評価されたものとする。

そのうちソフト事業については、翌年度以降の方向性を示したうえで類似事業を精査し、スクラップ&ビルドによる実施に努めること。

普通建設事業などのハード事業については、必要性、緊急性などの観点から優先順位を見極めたうえで実施すること。

- ② 職員の定数については、事務事業の見直しと合わせて組織の効率化、合理化を図りながら、会計年度任用職員も含めた全体の人数を精査し、適正化を図ること。
- ③ 「行政のスリム化に向けた全事務事業の点検・見直し」をはじめとしたこれまでの

行財政改革の取組において方向性が示されているものは、予算に反映させること。

- ④ 公共施設や公共施設用地については、各所管において整理統合の検討を進め、市有財産の有効活用（売却、有料貸付など）を積極的に進めること。  
また、公共施設の整理統合・集約化・複合化などについて、総合的な検討を加速していくこと。
- ⑤ 一部事務組合負担金については、一部事務組合からの提示額をそのまま要求するのではなく、内容について十分精査し、必要に応じて折衝を行ったうえで要求すること。

#### **(4) 特別会計等**

特別会計、公営企業会計にあつては、所管事業の分析・検証を行い、経営状況を的確に把握したうえで、一般会計と同一の基調に立って予算の見積りを行うこと。

なお、一般会計からの繰出金や負担金については、基準内・基準外の負担を明確にするとともに、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料にあつては、市税と同様に収納率の向上に努め、納税担当と連携して歳入の増収を図ること。

公営企業会計については、独立採算により運営を行うことを前提としており、令和2年度決算において純損失を計上している下水道事業会計は速やかに赤字解消に取り組むこと。

#### **(5) その他**

見積書の調整にあつては、別途指示事項によること。